

港北区指定管理者公募に関する質問への回答

Q 1 地域ケアプラザ共通資料（前期）P 7（4）応募手続きについて、『サ』については、法人名や施設名を消し、法人が特定できない状態にしたものを1部提出とあるが、特定できない状態のものだけ1部だけ提出すれば良いのか、10部にプラスすれば良いのか。

A 1 所定の部数（原本1部、写し10部）にプラスして1部提出してください。

Q 2 Q 1について、原紙はどのような形で（ファイルに綴じて？）提出すればよいのか？

A 2 原紙については、ダブルクリップ等で留め（ホチキスは使用しないでください）封筒等に入れて、表面に「原紙」と表示してください。

Q 3 施設別資料P 22の様式（3）で、指定額のところを見ると小破修繕費が足りてあるが、欄外※印のところを見ると小破修繕費を除くとなっているがそれでよいのか？

A 3 小破修繕は指定額の欄に記載されるので、管理費の積算に入れなくても合計に反映されます。管理費の項目に入れてしまうとダブルカウントになるので、管理費には入れないでくださいとの意味です。